

# 風致地区申請ガイド

(令和4年5月2日改訂)

## 1 風致地区とは

風致地区は、都市における風致（樹林地・水辺地など良好な自然的景観）を維持し、調和のとれた都市景観の保全及び形成を図るために指定しています。風致地区内において、建築物の新築や宅地の造成、木竹の伐採等の一定の行為をしようとするときは、「甲府市風致地区条例」に基づき「許可申請（P11・P12参照）」を行い、「市長の許可」を取得する必要があります。

## 2 風致地区一覧表

地区名	面積	告示年月日	備考	
甲府城跡	5.5ha	昭和15年 5月31日	史跡周辺	※風致地区の区域については、都市計画課にお問い合わせください。 055-237-5819 (直通)
愛宕山	107.5 ha		丘陵	
護国神社	168.8 ha		神社・森	
酒折	7.4 ha		史跡周辺	
荒川	75.5 ha		河川	
和田峠	279.5 ha		森林	
計	644.2 ha			

## 3 許可が必要な行為及び許可基準【詳細：「運用基準（P4～P9）」参照】

### (1) 建築物等の新築、改築、増築、移転

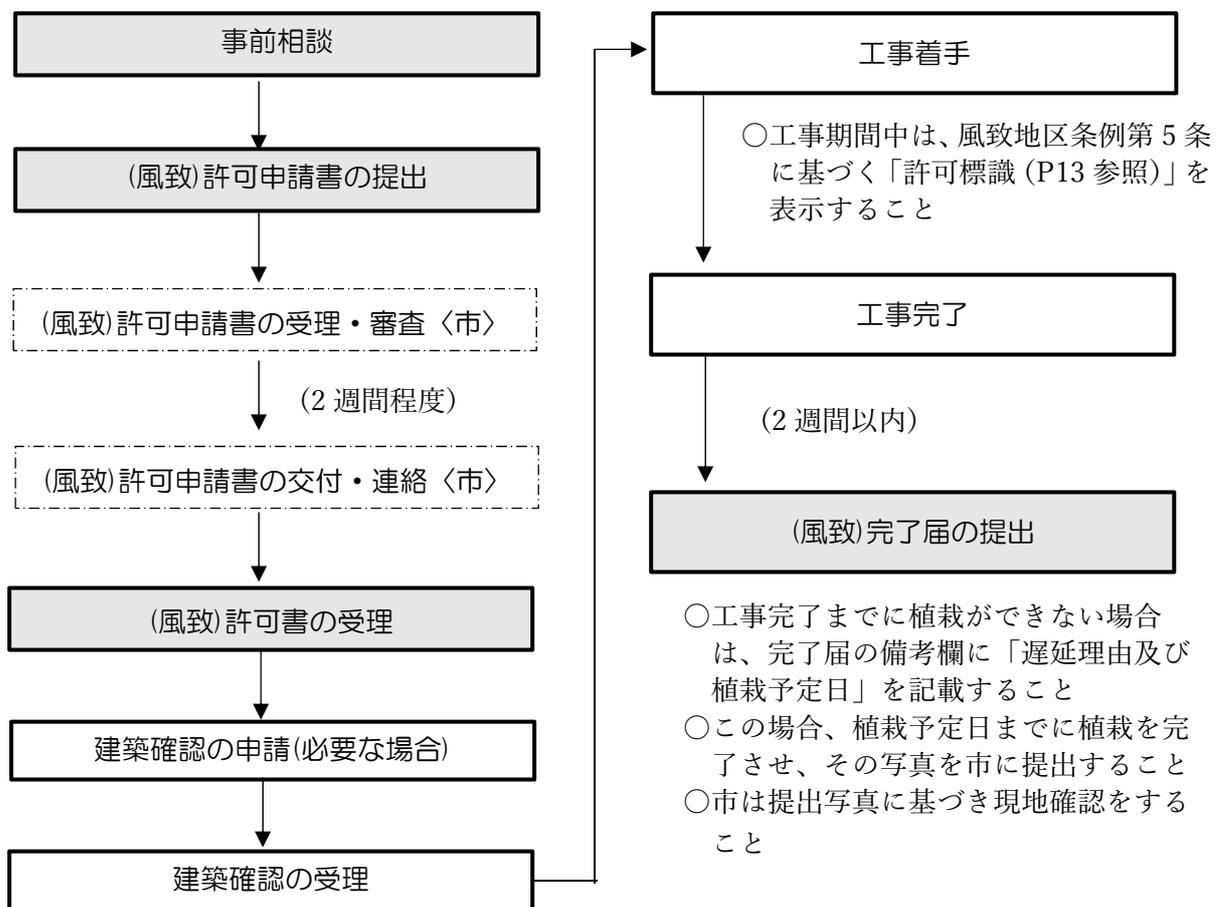
#### ① 建築物（仮設・地階設置のものを除く）

㊦高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10m以下とする（建築物等の高さは、P4・運用基準1の(9)参照）</li> <li>・地盤面の高さは、P4・運用基準1の(10)の規定により決定する</li> </ul>						
㊧建ぺい率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・40%以下とする</li> <li>・敷地が風致地区の内外にわたる場合、敷地全体の建ぺい率は各敷地面積比で按分した建ぺい率とする（P5・運用基準2の(1)①参照）</li> <li>・ただし、商業地域・近隣商業地域・荒川風致地区の寿宝区画整理地区内においては、60%以下とする（P5・運用基準2の(1)②参照）</li> </ul>						
㊨色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大面積色（壁面及び屋根）の色彩については、次のマンセル値（色相、明度、彩度）の基準を満たすこと（P5・運用基準2の(2)参照）</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>色相</td> <td>R(赤系)、YR(黄赤系)、Y(黄系)、GY(緑黄系)、G(緑系)、N(ナチュラル系)</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td>3～7（ナチュラル系：4～9）</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>4以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	R(赤系)、YR(黄赤系)、Y(黄系)、GY(緑黄系)、G(緑系)、N(ナチュラル系)	明度	3～7（ナチュラル系：4～9）	彩度	4以下
色相	R(赤系)、YR(黄赤系)、Y(黄系)、GY(緑黄系)、G(緑系)、N(ナチュラル系)						
明度	3～7（ナチュラル系：4～9）						
彩度	4以下						
㊩壁面後退距離	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路から2m以上、その他(隣地等)の境界から1m以上とする</li> <li>・ただし、商業地域、近隣商業地域、荒川風致地区の寿宝区画整理地区内においては、道路及びその他(隣地等)の境界から0.6m以上とする（P5・運用基準2の(3)①～④参照）</li> <li>・出窓、バルコニー、車庫は壁面後退の対象とする（P6・運用基準2の(3)⑤⑥参照）</li> </ul>						
㊪緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地面積は、敷地面積に対して10%以上確保する（P7・運用基準2の(4)①②参照）</li> <li>・改築、増築、移転の場合は、適用しない</li> <li>・屋上(壁面)緑化、棚(藤棚等)、花壇は緑地の対象とするが、芝、草、花は緑地の対象としない。（P7・運用基準2の(4)③参照）</li> </ul>						

- ② 工作物
  - ㊦ 工作物の位置、規模、形態及び意匠が周囲の風致と調和すること（上記①の㊦～㊧を準用）
  - ㊧ 「太陽光発電設備」については、P8・運用基準2の(5)も満たすこと
- (2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
  - ㊦ 周辺の風致と調和し、周辺の木竹の生育に支障がないこと
  - ㊧ 1ha以上の敷地においては、発生する「のり」の高さは3m以下とすること
  - ㊨ 緑化面積は、敷地面積に対して10%以上確保すること
- (3) 木竹の伐採
  - 伐採する面積は1ha以内とすること
- (4) 土石類の採取
  - 周辺の風致の維持に支障を及ぼす恐れが少ないこと
- (5) 水面の埋立て又は干拓
  - 植栽などを行うことにより、周辺の風致と調和し、周辺の木竹の生育に支障が少ないこと
- (6) 建築物その他の工作物の色彩の変更
  - 風致と著しく不調和でないこと
  - (最大面積色(壁面及び屋根)の色彩の基準は、マンセル値を基準とする。)
- (7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積（P9・運用基準2の(6)参照）
  - 堆積を行う土地及びその周辺の風致の維持に支障を及ぼす恐れが少ないこと

#### 4 許可手続きの流れ

◀「許可申請書」から「完了届」までの流れ（建築物等の新築等の場合）▶



## 5 許可申請に必要な書類

(1) 許可申請書 (P10 参照)

(2) 添付図書 (次表のとおり作成し、図書番号を付すこと)

行 為	番号	図書名	縮尺・大きさ	明示すべき事項
建築物等 の新築等	1	付近位置図	1/2,500 以上	方位、行為箇所及び縮尺
	2	配置図	1/500 以上	方位、壁面後退距離、敷地の境界線、建築物等の位置及び縮尺、保全する木竹と植栽を行う木竹の位置、種類
	3	求積図	1/100 以上	敷地及び緑地面積の求積図、面積計算表
	4	平面図	1/100 以上	平面図は建築平面図とし、方位、間取り、縮尺
	5	立面図	1/100 以上	外部仕上・色彩(マンセル値、色見本添付)・縮尺
	6	現況写真 (行為地等)	名刺判以上	行為地の現況写真は、行為地にある木竹を含め行為地全体が入るように撮影したもの その周辺の現況写真は、行為地及び周辺の木竹を含め、行為地が写真の概ね中央 1/3 に位置するように撮影したもの
宅地の 造成等	1	付近位置図	1/2,500 以上	方位、行為箇所及び縮尺
	2	平面図	1/500 以上	方位、行為地の境界線、断面の位置、排水の現況、道路の位置及び縮尺、保全する木竹と植栽を行う木竹の位置、種類
	3	縦横断図	縦 1/100 以上 横 1/1,000 以上	現況と行為地の対比、縮尺
	4	構造図	1/500 以上	方位、土留め等の構造
	5	現況写真 (行為地等)	名刺判以上	行為地の現況写真は、行為地にある木竹を含め行為地全体が入るように撮影したもの その周辺の現況写真は、行為地及び周辺の木竹を含め、行為地が写真の概ね中央 1/3 に位置するように撮影したもの

(3) 委任状 (代理人が申請及び受領する場合に必要) (P10 参照)

## 6 行為の完了手続き (完了届提出時には、完成写真を添付すること)

(1) 工事完了後は「完了届 (第 10 号様式)」(P14 参照) を提出すること。

(2) 建築物等の新築等の完了届について

- ・建築物等の新築等の行為と植栽がすべて完了した後、2 週間以内に「完了届」を提出すること。
- ・ただし、建築物等の新築等は完了したが植栽の時期が遅延する場合は、「完了届」の備考欄に「遅延理由と植栽予定日」を記載し提出すること。この場合、植栽予定日までに植栽を完了させ、その写真を市に提出すること。なお、市は、提出写真に基づき、当該植栽の完了を現地確認する。

(3) 宅地の造成等の完了届について

- ・造成等の行為及び植栽がすべて完了した後、2 週間以内に「完了届」を提出すること。
- ・ただし、分譲を予定する宅地の造成の場合は、土地購入者が新築時に新たな植栽計画で申請及び植栽を実施するため、造成完了時に植栽が完了していなくても完了届を提出できる。

# 運用基準

## 1 用語の定義

### (1) 建築物

建築物とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 項に規定する建築物及び建築設備とする。

### (2) 工作物

建築基準法第 88 条第 1 項及び第 2 項に規定する工作物（高さの規定を除く）とする。（太陽光発電設備（ただし、建築物の屋根、屋上に設置されるものを除く）及び風力発電設備を含む。）

### (3) 敷地

建築物、その他の工作物のある一団の土地をいう。

### (4) 建築

建築とは、建築基準法第 2 条第 13 号に規定する建築をいう。すなわち、建築物を新築し、増築し、改築し又は移転することをいい、大規模な修繕及び大規模な模様替えは同法の規定による建築確認を必要とするが建築にはあたらない。

### (5) 新築

新築とは、新たに建築物を建てることをいう。建築基準法の規定における建築の取扱いには、建築物の棟単位での取扱いと建築物の敷地単位での取扱いがあり、全く建築物のない既存建築物の存する敷地内にそれと用途上不可分の建築物を別棟で建築するときは、棟単位の扱いで「新築」、敷地単位の扱いで「増築」として取り扱うが、風致地区においては敷地単位での規定により取扱う。

### (6) 増築

増築とは、既存建築物の床面積を増加させることをいい、増加させる部分が同一棟か別棟かを問わない。ただし、建築物の敷地とは、「一つの建築物又は用途不可分にある二以上の建築物の存する一団の土地」をいうもので、用途上可分の建築物はそれぞれが別敷地をもつことになる。

### (7) 改築

改築とは、建築物の全部若しくは一部を除去し、又は建築物の全部若しくは一部が災害等により滅失した後、引き続き同一敷地内において位置、用途、規模及び構造の著しく異ならない建築物若しくはその部分を建てることをいう。なお、この場合に用いる材料の新旧を問わない。

### (8) 移転

移転とは、建築物を同一敷地内において解体することなく移動させることをいう。

### (9) 建築物等の高さ

建築物の高さとは、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 6 号の規定により、地盤面から建築物の最高部までの高さをいう。

### (10) 地盤面

地盤面とは、建築基準法施行令第 2 条第 2 項に規定される次のものをいう。「建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差 3 m を超える場合においては、その高低差 3 m 以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。」また、太陽光発電設備を地上に設置する場合も同様とする。

### (11) 建ぺい率

建ぺい率とは、建築面積の敷地面積に対する割合をいう。なお、同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、それらの建築面積の合計の敷地面積に対する割合とする。

### (12) 後退距離

後退距離とは、建築物の外壁又は代わる柱の面から当該建築物の道路や敷地との境界線までの距離をいう。

### (13) 廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規定する、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいう。

(14) 再生資源

「資源の有効な利用の促進に関する法律」に規定する、使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用できるもの又はその可能性のあるものをいう。

(15) 緑地

風致地区における緑地とは、木竹が保全され、又は、適切な植栽が行われようとする土地のことをいう。

## 2 許可の基準

### (1) 建ぺい率の基準

- ① 建ぺい率は40%以下とする。ただし、建築物の敷地が風致地区内外にわたる場合の建ぺい率は、風致地区内と風致地区外の敷地面積比で按分した建ぺい率を、敷地全体の建ぺい率とし、その数値以下とすること。

(例)	風致地区内の敷地面積 (建ぺい率：40%)	320 m <sup>2</sup>	}	敷地全体の面積	420 m <sup>2</sup>
	風致地区外の敷地面積 (建ぺい率：60%)	100 m <sup>2</sup>			
(計算式)	$\frac{320 \text{ m}^2}{420 \text{ m}^2} \times 40\% + \frac{100 \text{ m}^2}{420 \text{ m}^2} \times 60\% = 44.7\% \text{ (敷地全体の建ぺい率)}$				

- ② 条例第4条第1項第1号ウ(ア)のただし書きに基づく建ぺい率は、次のとおり定める。
  - ㊦ 商業地域・近隣商業地域は、60%以下とする。
  - ㊧ 荒川風致地区の寿宝区画整理地区内は、60%以下とする。

### (2) 色彩の基準

- ① 条例第4条第1項第9号に規定する「風致と著しく不調和でないこと」とは、最大面積色の色彩基準が概ね次のマンセル値の数値に収まるとともに、色彩が周辺の建築物や緑地等とよくなじみ、その風致地区のもつ景観にふさわしいものであることとする。

#### ② 色彩基準 (マンセル値)

区 分	基 準
色 相	・ R(赤系)、YR(黄赤系)、Y(黄系)、GY(緑黄系) G(緑系)、N(ナチュラル系)であること
明 度	・ N系以外は3~7の範囲であること。 ただし、7超であっても彩度を小さくすることにより許可できる場合がある ・ N系は4~9の範囲であること
彩 度	・ 4以下であること

※申請書に記載するマンセル値表示		
5Y	6.0	/ 4.0
色相	明度	彩度

※色彩基準は、山梨県屋外広告物条例の禁止区域基準を適用する。

### (3) 壁面後退距離の基準

- ① 壁面後退距離は、道路から2m以上、その他(隣地等)の境界から1m以上とする。
- ② 条例第4条第1項第1号ウ(イ)のただし書きに基づく「道路に接する部分の壁面後退距離」を次のとおり定める。
  - ㊦ 商業地域・近隣商業地域、荒川風致地区の寿宝区画整理地区内は、0.6m以上とする。
  - ㊧ 当該敷地が2以上の道路に接する場合は、最大の幅員を有する道路を2m以上の後退が必要な道路とし、それ以外の道路を1m以上の後退を必要とするその他の部分とみなす。
- ③ 条例第4条第1項第1号ウ(イ)のただし書きに基づく「その他に接する部分の壁面後退距離」は、次のとおり定める。
  - ㊦ 商業地域・近隣商業地域、荒川風致地区の寿宝区画整理地区内は、0.6m以上とする。
- ④ 建築基準法のセットバックが必要となる道路と接する敷地については、セットバック後の道路・敷地の境界線を壁面後退距離の算定基準線とする。

⑤ 壁面後退ラインよりもはみ出す建築物又は建築物の部分が、次のいずれかに該当する場合は壁面後退の対象外とする。

㊦ 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下である場合

<取扱基準>

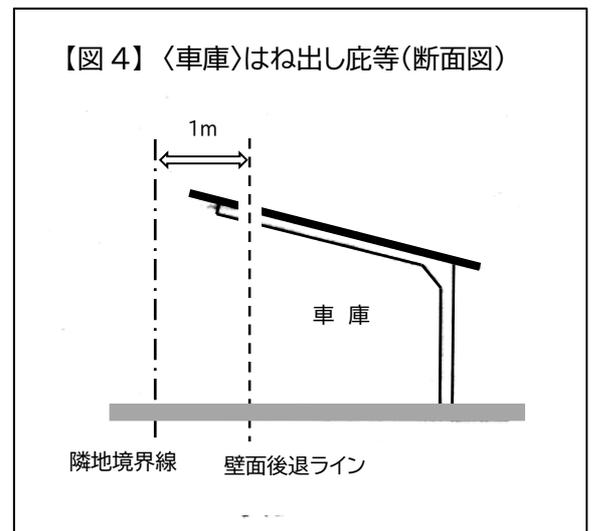
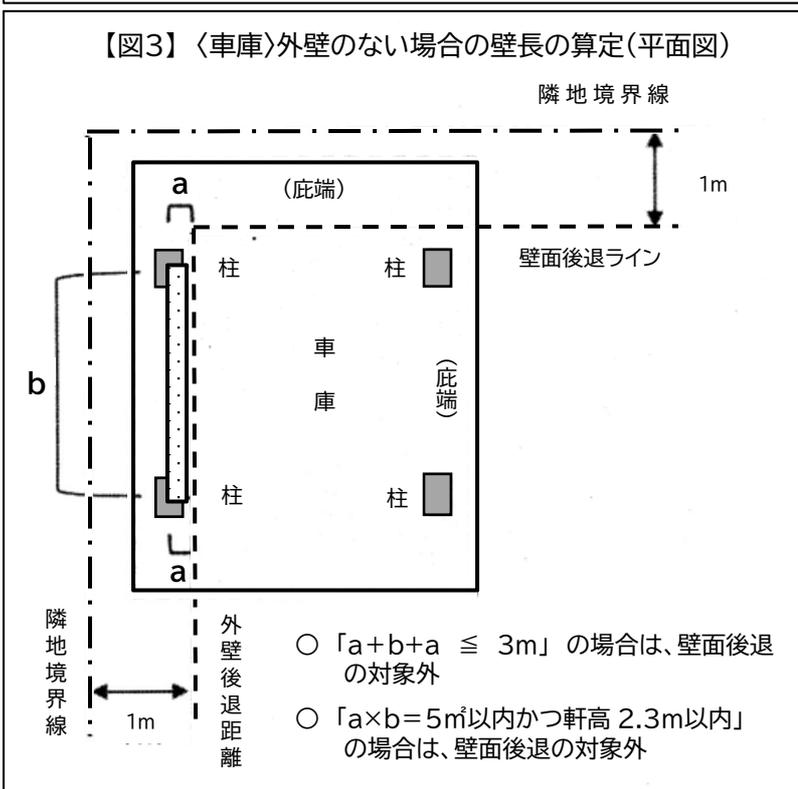
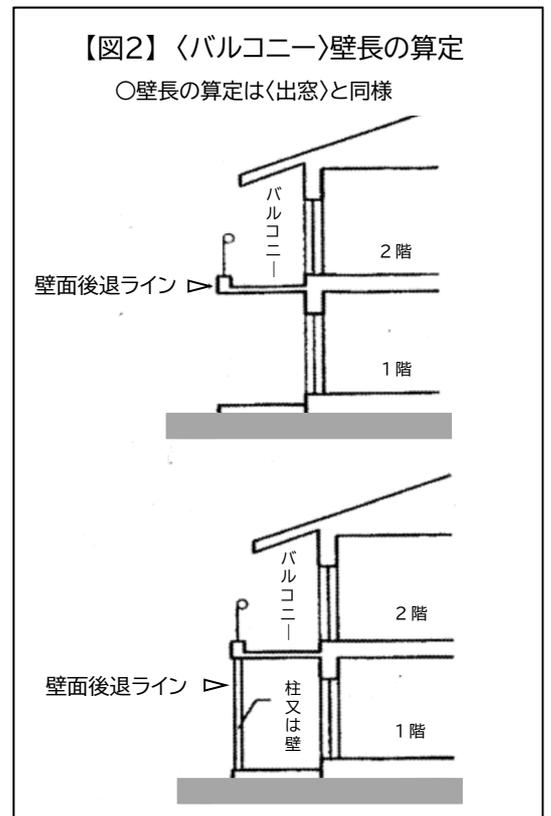
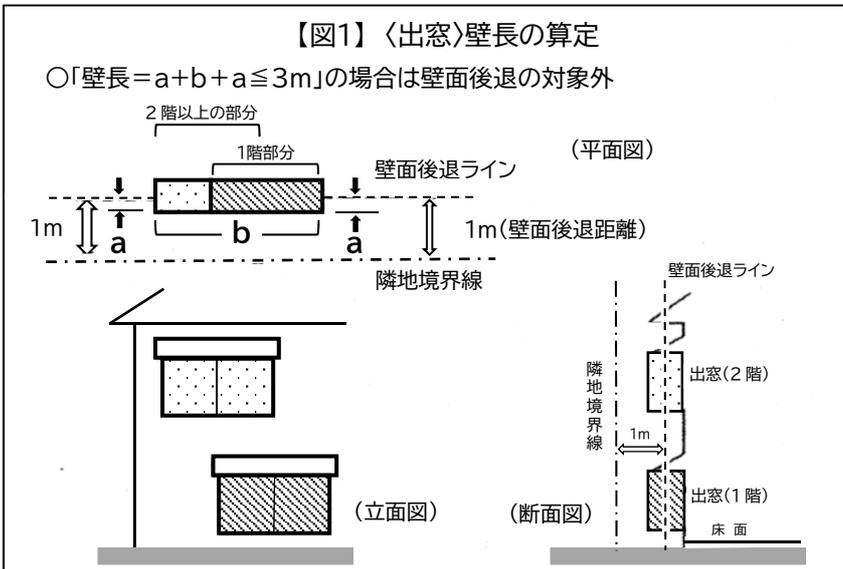
- ・1階、2階以上に出窓等がある場合、【図1】に示す水平投影面の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さは「 $2a+b(a+b+a)$ 」として取り扱う。
- ・屋外階段又はバルコニー等は、【図2】に示す手すり面又はバルコニー等を支える柱又は壁面を外壁とみなす。
- ・外壁がなく、柱と屋根のみの車庫等は、【図3】に示す「 $2a+b(a+b+a)$ 」を壁長とする。

㊧ 物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下かつ床面積の合計が5㎡以内である場合

<取扱基準>

- ・外壁がなく、柱と屋根のみの車庫等は、【図3】に示す「 $a \times b \leq 5 \text{㎡}$ かつ軒の高さが2.3m以下」の場合は、外壁後退の対象外とする。

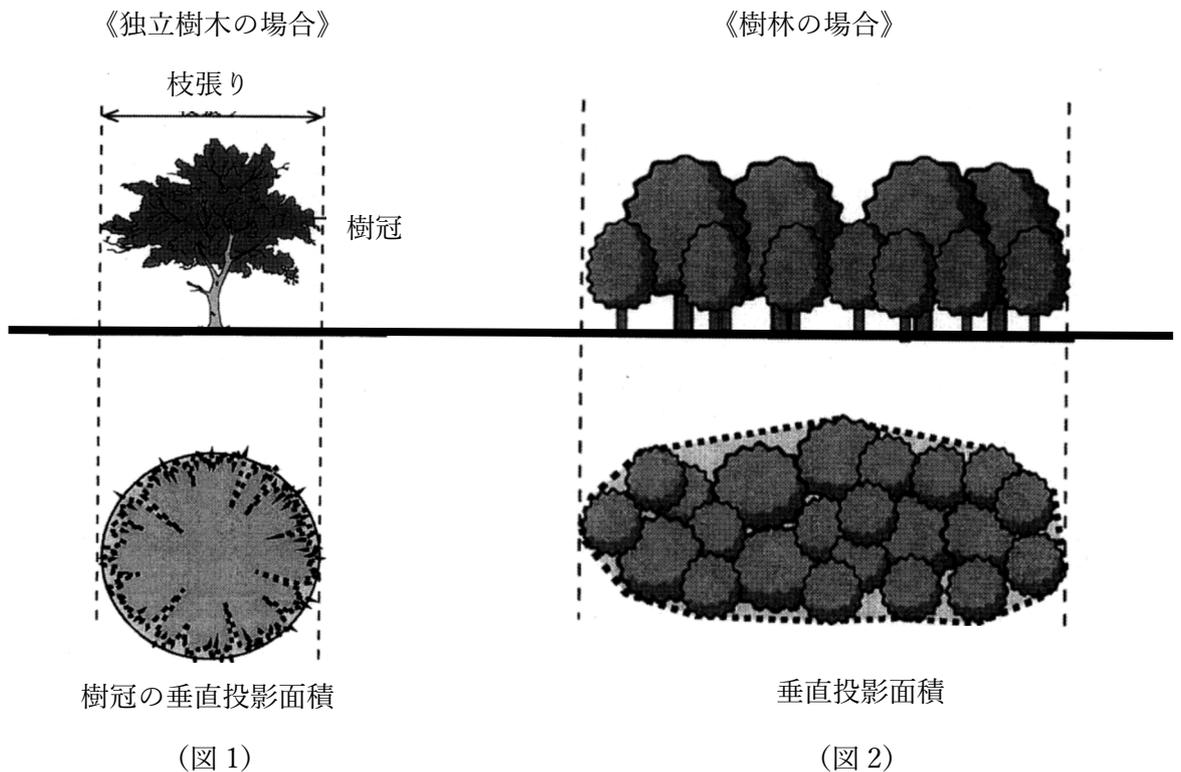
⑥ 外壁及び柱のない「はね出し庇」等については、壁面後退の対象外とする。【図4】



(4) 緑地の算定

緑地の算定は、次のとおりとする。ただし、緑地規定は、改築、増築、移転の場合には適用しない。

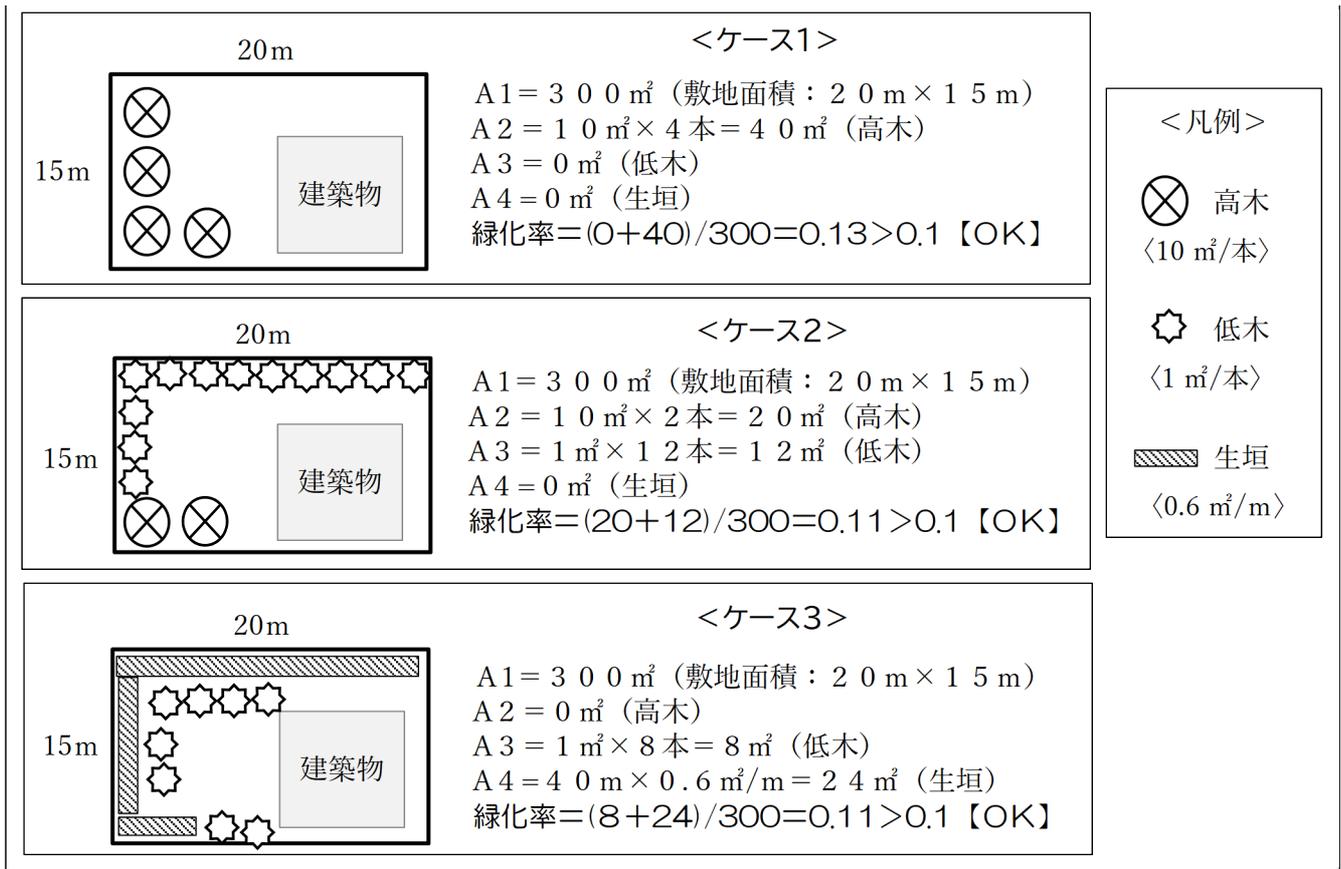
- ① 木竹が保存される場合の緑地面積の算定方法（図1・図2参照）
  - ㊦ 独立樹木の場合は、樹冠の水平投影面積の合計とし、樹冠が重なる部分は二重算定しない。
  - ㊧ 樹林・群植の場合は、各樹林の樹冠を直線で結んだ線によって囲まれた水平投影面積とする。
- ② 植栽が行われる場合の緑地面積の算定方法（表1・表2参照）
  - ㊦ 「緑地面積の算定方法（P7の表1参照）」の内容に則り「緑地面積の算定表（P13の参考資料参照）」に記入し、緑化率の算定を行うこと。
  - ㊧ ただし、植栽しようとする木竹の枝張りが、「緑地面積の算定方法」の「標準的な枝張り」と著しく異なると判断される場合には、その樹冠の水平投影面積（成木時の想定枝張りも可）を緑地面積とすることができる。
- ③ 屋上（壁面）緑化、棚（藤棚等）、花壇は緑地面積の対象とするが、芝、草、花は緑地面積の対象としない。



《緑地面積の算定方法》 【表1】

区 分	高 木	低 木	生 垣
算定基準緑地面積 <標準的な枝張り>	1 0 m <sup>2</sup> /本 <直径 3.6m>	1 m <sup>2</sup> /本 <直径 1.2m>	0.6 m <sup>2</sup> /m <幅 0.6m>

(留意事項)・高木とは成木時の樹高が3.0m以上、かつ、植栽時に概ね2.0m以上の樹高のもの  
 ・低木とは成木時の樹高が3.0m未満のもの



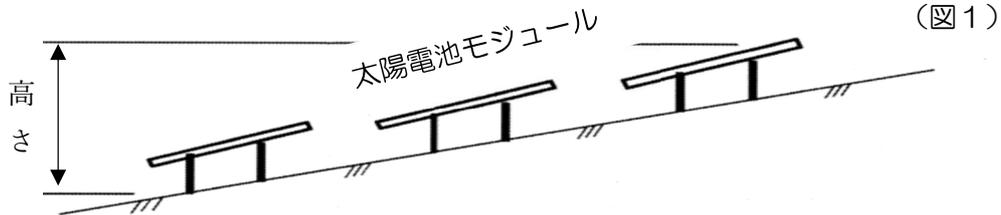
(5) 太陽光発電設備

条例第4条第1項第1号ウ(エ)の「工作物にあっては当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと」に関して、地上に太陽光発電設備設置する場合は、次にすべての事項に該当するものであること。

- ① 太陽光発電設備の全体の高さが10mを超えないこと。ただし、付属施設は除く。(図1参照)
- ② 太陽電池のモジュール面積と建築物の建築面積の合計が敷地面積に対し40%を超えないこと(図2参照)。ただし、商業地域及び近隣商業地域、荒川風致地区の寿宝区画整理地区内は、60%を超えないこと
- ③ 太陽電池のモジュールの後退距離は、道路から2m以上、その他の境界から1m以上であること
- ④ 周辺の景観と調和させること
  - ・太陽電池のモジュールの色彩は、黒色又は濃紺色、また低明度かつ低彩度の目立たないもの
  - ・太陽電池のモジュールは低反射で、できるだけ模様が目立たないもの
  - ・太陽電池のモジュールのフレームや架台、付属施設の色彩は、モジュール部分と同等のもの  
若しくは灰黒系又はこげ茶とし、素材は低反射のもの
  - ・フェンス、塀などの色彩は灰黒系又はこげ茶とし、素材は低反射のもの
- ⑤ 緑地面積は敷地面積に対し10%以上確保すること(高木、低木、垣根を対象とし、芝、草、花は対象としない)
- ⑥ 申請者は、太陽光発電設備の設置に係る許可申請書を市に申請する前に、地元自治会や隣接所有者等に対して計画内容を十分に説明するとともに、出された住民意見等をできる限り計画に反映するよう努めること。なお、その説明経過報告書を作成し、許可申請書に添付して提出すること。

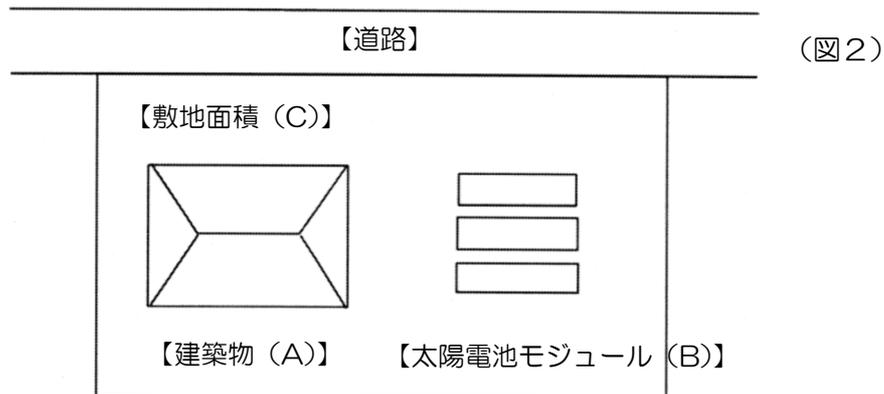
【太陽光発電設備（地上に設置する場合）】

太陽光発電設備の全体の高さが10mを超えないこと。ただし付属施設は除く。  
（地盤面の取扱いはP3を参照すること）



【太陽電池のモジュール面積割合(%)と建築物の建ぺい率(%)の合計が40%を超えないこと】  
ただし、商業地域及び近隣商業地域、荒川風致地区の寿宝区画整理地区内の場合は、60%を超えないこと

$$\text{許可面積率} : 40\% \geq (A+B)/C$$



(6) 土石等の堆積

- ① 条例第4条第1項第10号に規定する「風致の維持に支障を及ぼす恐れが少ないこと」とは、次に掲げるすべての事項に該当する場合とする。
  - ㊦ 土石等の堆積物の高さは3mを超えないこと
  - ㊧ 堆積に係る土地における緑地の割合が10分の1以上であること
  - ㊨ 堆積期間(堆積を開始し堆積物を除去し終わるまで)が概ね1年以内であること（ただし、継続して1年以上の堆積が必要な場合には、期限前に新たな申請を受け、風致の維持に支障がないと判断できる場合には、許可することができる）
- ② 堆積の面積とは堆積物の水平投影面積とし、堆積物の面積、高さがそれぞれの最大となる時の状況を申請内容とする。
- ③ 使用形態が同一とみなされる敷地内に、土石等を分割して堆積する場合には個々の堆積物ではなく、それら全体を一つの堆積行為として取り扱う。

風致申請関係様式一覧（市 HP に掲載）

様式	名称	備考
第1号様式	風致地区内建築物等の新築等許可申請書	P11
第2号様式	風致地区内宅地の造成等許可申請書	P12
第3号様式	風致地区内木竹伐採許可申請書	—
第4号様式	風致地区内土石類採取許可申請書	—
第5号様式	風致地区内水面埋立て又は干拓許可申請書	—
第6号様式	風致地区内建築物等の色彩変更許可申請書	—
第7号様式	風致地区内土石等の堆積許可申請書	—
第8号様式	風致地区内行為変更許可申請書	P13
第9号様式	風致地区内行為許可標識	P14
第10号様式	風致地区内行為完了届	P15
【参考例】	委任状の書き方	P10
【参考資料】	緑地面積の算定表	P14

【参考例】

委任状の書き方

- 1 申請や受領を代理人が行う場合、委任状が必要です。
- 2 正1部、副1部の合計2部提出してください。
- 3 委任状の参考例

〈注意〉

必ず「行為の申請書」の㊟と同じ印鑑を押印してください。

委任状（例）

年 月 日

（申請者） 住 所  
氏 名

㊟

私は下記の者を代理人と定め、風致地区内の行為に関わる申請及び受領の権限を委任します。

（代理人） 住 所  
会社名  
氏 名  
電 話

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

申請者 住 所  
氏 名 ④  
（法人：名称及び代表者氏名の記載）

風致地区内建築物等の新築等許可申請書

甲府市風致地区条例第2条第1項第1号の規定により、次のとおり申請します。

目 的							
行為地	甲府市						
建築物の種類							
施行方法	敷地面積(A)			m <sup>2</sup>	緑地率 (D) / (A)	%	
	緑地面積	木竹が保存される土地(B)					m <sup>2</sup>
		植栽が行われる土地(C)					m <sup>2</sup>
	合計 (D) = (B) + (C)			m <sup>2</sup>			
	建築面積(E)			m <sup>2</sup>	建ぺい率 (E) / (A)	%	
	床面積			m <sup>2</sup>	建築物の外壁から敷地の境界までの距離	道路に接する部分	m
	建築物の高さ			m <sup>2</sup>		その他の部分	m
	外部の色彩 (マンセル値表示)						
	構造						
	仕様・概要						
予定期日	年 月 日から			▼	年 月 日まで		
添付図書	付近位置図、配置図、平面図、立面図			<b>〈注意〉</b> 予定期日は、すべての行為(植栽)が完了する期日を記載してください。 なお、建物完成日と植栽完了日が大きく異なる場合はご相談ください。			
備考							

注) 1 「緑地面積」欄には、新築の場合のみ記載すること

2 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可、その他の処分又は届出を必要とするものである場合は、その内容を記載すること

※添付図書・・・付近位置図(1/2,500以上)、配置図(1/500以上)、求積図(1/100以上)、平面図(1/100以上)、立面図(1/100以上)、現況写真(名刺判以上)、地元説明経過報告書(太陽光発電設備を設置する場合)

年 月 日

（あて先）甲府市長

申請者 住 所  
氏 名 ④  
（法人：名称及び代表者氏名の記載）

風致地区内宅地の造成等許可申請書

甲府市風致地区条例第2条第1項第2号の規定により、次のとおり申請します。

目 的						
行為地	甲府市					
行為原因						
行為地の状況						
施行方法	敷地面積(A)		m <sup>2</sup>	緑地率 (D) / (A)	%	
	緑地面積	木竹が保存される土地(B)				m <sup>2</sup>
		植栽が行われる土地(C)				m <sup>2</sup>
	合計 (D) = (B) + (C)		m <sup>2</sup>			
	施行面積					
	施行高					
	施行に伴う土地の形状変更の状況					
予定期日	年 月 日から		▼	年 月 日まで		
添付図書	付近位置図、構造図、平面図、縦横断図			<b>〈注意〉</b> 予定期日は、すべての行為(植栽)が完了する期日を記載してください。 なお、建物完成日と植栽完了日が大きく異なる場合はご相談ください。		
備考						

- 注) 1 「行為地の状況」欄には、地形の状況及び植生の状況を記載すること  
 2 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可、その他の処分又は届出を必要とするものである場合は、その内容を記載すること

(※)添付図書・・・付近位置図(1/2,500以上)、構造図(1/100以上)、平面図(1/100以上)、縦横断図(縦1/100以上・横1/1,000以上)、現況写真(名刺判以上)、地元説明経過報告書(太陽光発電設備を設置する場合)

第8号様式（第3条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
（法人：名称及び代表者氏名の記載）

風致地区内行為変更許可申請書

甲府市風致地区条例第2条第4項の規定により、次のとおり申請します。

行為地	甲府市		
地目及び面積	地 目		面 積 m <sup>2</sup>
許可を受けた行為			
許可年月日及び 許可番号	年 月 日 建指令第 号		
変更しようとする 行為の内容			
予定期日	年 月 日から 年 月 日まで		
添付図面	関係図面についての変更前後の対照図		
備 考			

第9号様式（第5条関係）

風致地区内行為許可標識

指令番号	甲府市指令 第 号
許可の年月日	年 月 日
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
許可行為	
許可を受けた者	住 所 氏 名
工事施行者	住 所 氏 名

↑

30 cm  
以上

↓

←

50 cm 以上

→

【参考資料】

《緑地面積の算定表》

下記表により、緑地面積・緑化率を算定してください。 [敷地面積：  $m^2$ ①]

種 類	数 量		算定基準緑地面積		緑地面積
高 木	本	×	$10 m^2$	=	$m^2$
	本	×	$m^2$	=	$m^2$
	本	×	$m^2$	=	$m^2$
小 計					$m^2$ ㉗
低 木	本	×	$1 m^2$	=	$m^2$
	本	×	$m^2$	=	$m^2$
	本	×	$m^2$	=	$m^2$
小 計					$m^2$ ㉘
垣 根	m	×	$0.6 m^2/m$	=	$m^2$
	m	×	$m^2/m$	=	$m^2$
	m	×	$m^2/m$	=	$m^2$
小 計					$m^2$ ㉙
そ の 他	本	×	$m^2$	=	$m^2$
	本	×	$m^2$	=	$m^2$
	小 計				
緑地面積の合計 = ㉗+㉘+㉙+㉚ =					$m^2$ ②
緑地率 = (緑地面積の合計②/敷地面積①) × 100 =					%

第 10 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
（法人：名称及び代表者氏名の記載）

風致地区内行為完了届

甲府市風致地区条例第 6 条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び 許可指令番号	年 月 日 許可指令番号 第 号
許可を受けた行為	
行為地	甲府市
行為着手年月日	年 月 日
行為完了年月日	年 月 日
備 考	